



第1章 環境保全施策の総合的推進

第1節 大牟田市環境基本計画の推進

大牟田市第3次環境基本計画の策定

本市は平成14年3月に、市の環境保全の基本理念となる「大牟田市環境基本条例」を制定しました。また、平成24年度には「大牟田市第2次環境基本計画（2012～2021）」を策定し、めざす環境像の実現に向けて、基本方針のもと各施策に取り組み、一定の成果をあげてきました。

令和3年度をもって、その計画期間が終了したことから、第2次環境基本計画の実績を踏まえ、さらに、「大牟田市第6次総合計画」の示す目標に基づいて、市民、市民団体、事業者及び市の協働のもと、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、令和4年度以降の新たな計画として「大牟田市第3次環境基本計画」を策定しました。

(1) 計画の構成と基本的事項

大牟田市第3次環境基本計画は、大牟田市第2次環境基本計画（2012～2021）と同じく、大牟田市環境基本条例に基づいて策定しています。条例に定める記載事項と計画の構成との関係は図1-1-1のとおりです。

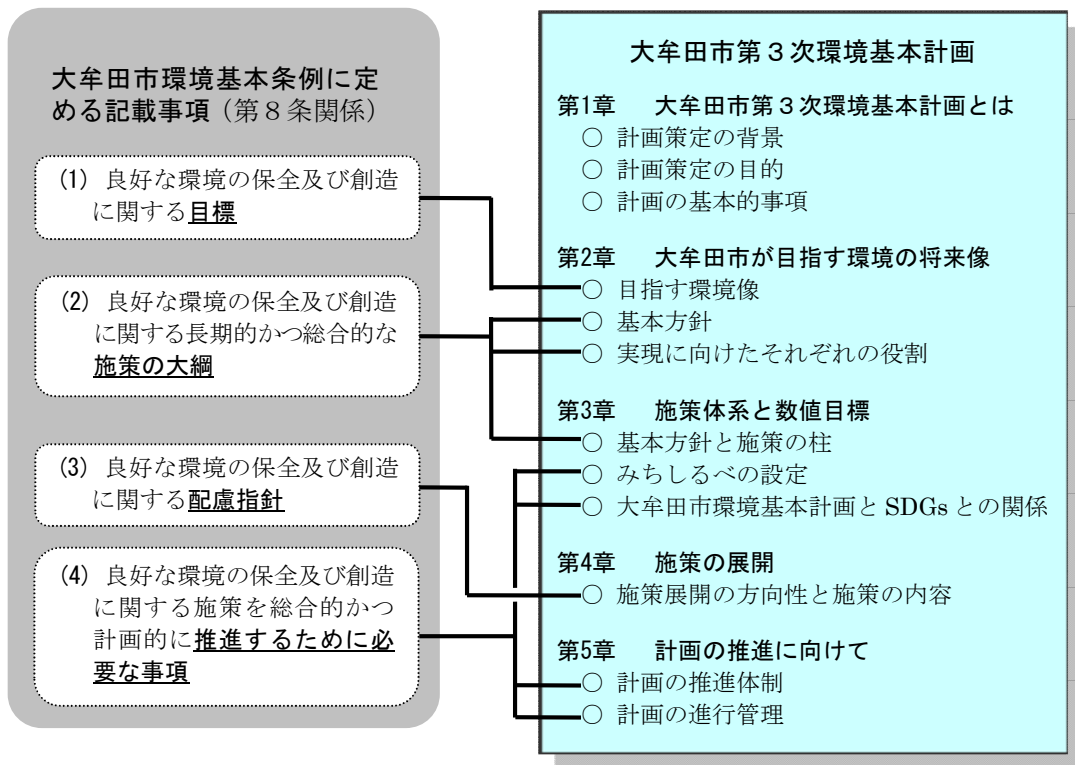


図1-1-1 環境基本条例と環境基本計画の関係

計画の基本的事項は表 1-1-1 のとおりです。

表 1-1-1 環境基本計画の基本的事項

対象期間	2022（令和 4）年度～2031（令和 13）年度の 10 年間
対象地域	大牟田市全域
対象範囲	社会環境、地球環境、自然環境、文化環境及び生活環境の各分野

(2) 目指す環境像、基本方針、分野ごとの基本目標

「豊かな地域と自然を次世代につなぐ 持続可能な環境都市おおむた」を目指す環境像と位置づけ、その実現に向けた 6 つの基本方針と 21 の分野ごとの基本目標を示しています。(図 1-1-3)。

また、基本目標を達成するため 42 の柱となる施策を掲げています。

(3) みちしるべ（数値目標と達成状況）

大牟田市第 3 次環境基本計画では、今後の計画の進行状況を把握するための指標、すなわち目標年度までに達成すべき数値目標と、目指す環境像を達成する上で維持することが望ましい環境の状態の目安となる指標、すなわち毎年達成すべき数値目標をあわせて 10 項目の「みちしるべ」を定めました（表 1-1-2）。

(4) 計画の推進体制

各部局の協議・調整や計画に係る事業及び施策の進捗状況のとりまとめを行うため、庁内各部局長による横断的組織として、「大牟田市環境基本計画推進会議」を設置しています(図 1-1-2)。

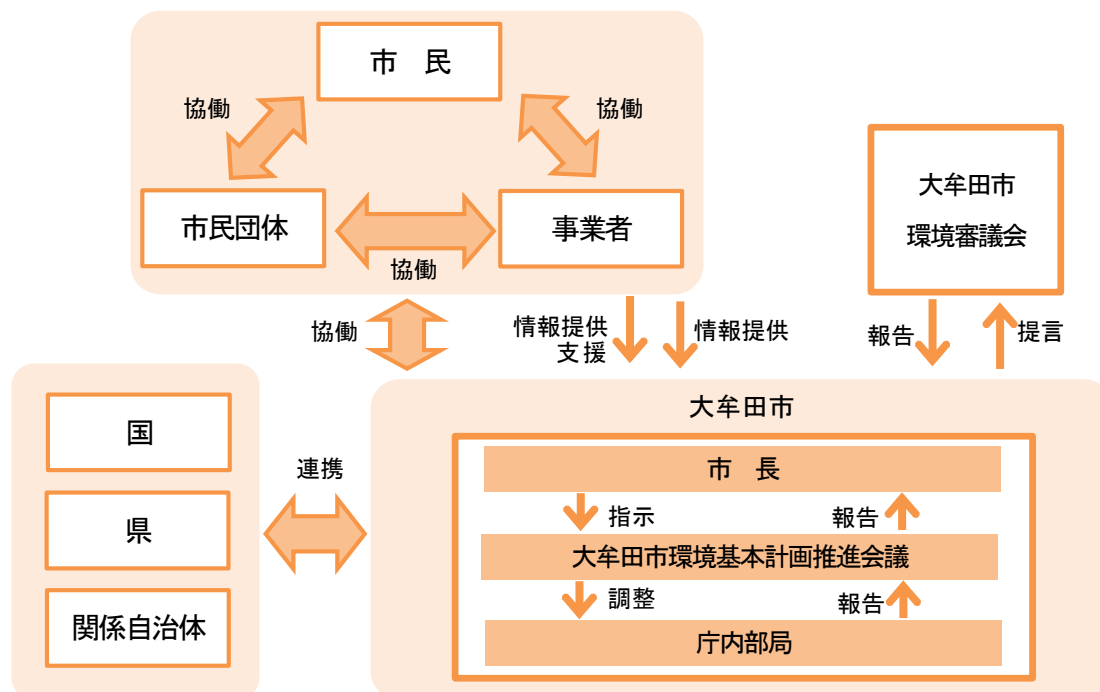


図 1-1-2 環境基本計画の推進体制

【基本方針と分野ごとの基本目標】

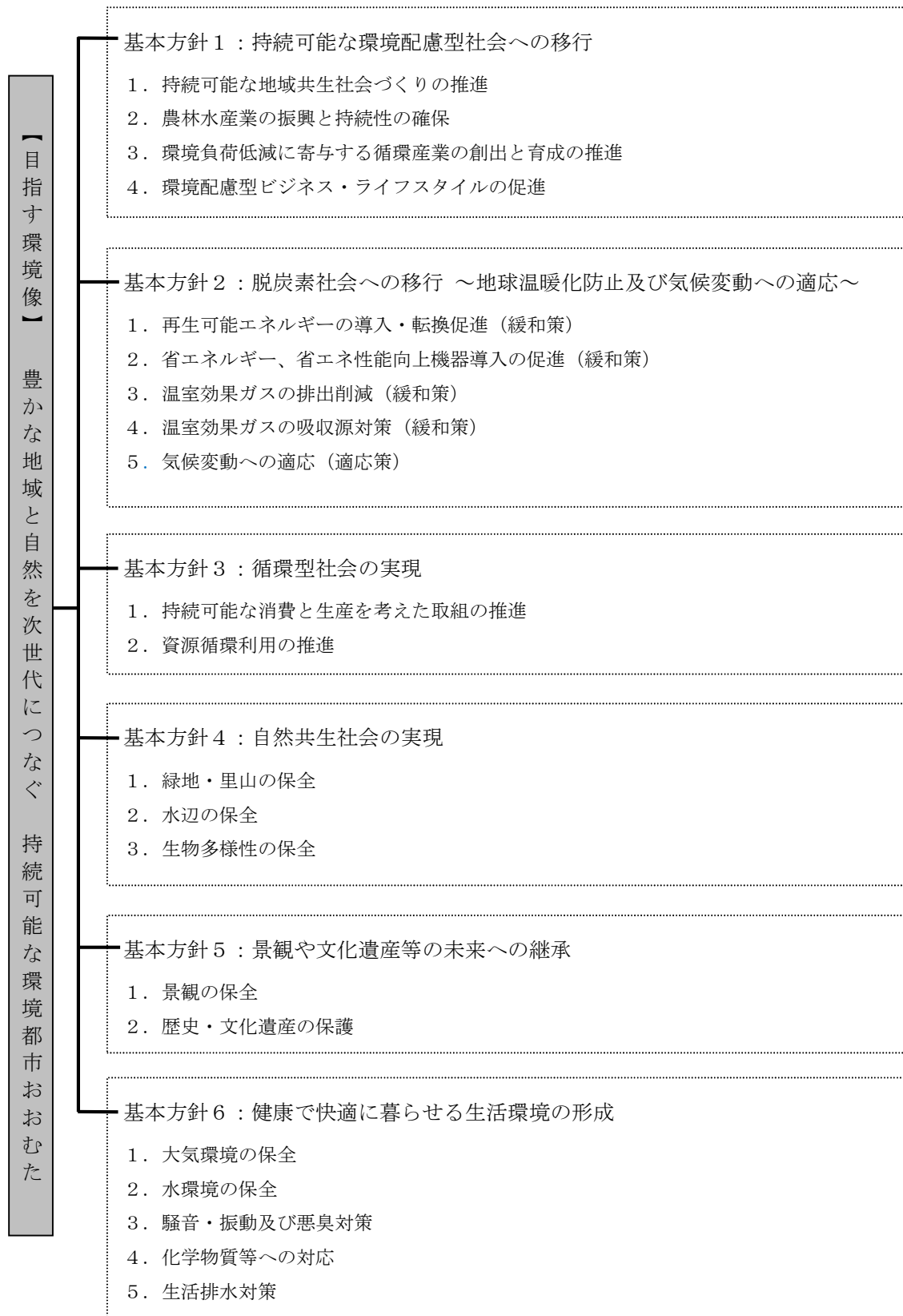


図 1-1-3 目指す環境像と6つの基本方針、21の基本目標

表 1-1-2 みちしるべ（数値目標）

基本方針	みちしるべ	基準値	目標値
持続可能な環境配慮型社会への移行	○公共交通による人口カバー率の維持	81.3 % (平成 27 年度)	81.3 %
	○環境活動団体数	17 団体 (令和 3 年度)	20 団体
	●環境学習講座などの開催回数	245 回 (令和元年度)	300 回
脱炭素社会への移行	○家庭部門の CO ₂ (二酸化炭素) 排出量の削減率	193 千 t-CO ₂ (平成 25 年度)	66.0 %
循環型社会の実現	○燃えるごみ (家庭系と事業系の合計) 排出量の減量	31,887t/年 (平成 30 年度)	25,440t/年
	○リサイクル (再生利用) 率の向上	10.6 % (平成 30 年度)	15.9 %
自然共生社会の実現	●市内で確認できる絶滅危惧種の種数	131 種 (令和元年度)	131 種
	○都市計画区域内の緑地面積	4,294.0 ha (平成 29 年度)	4,294.0 ha
来遺景 への産観 の継等や 承未文 承化	●世界遺産価値の理解度	78.8 % (令和 3 年度)	80.0 %
形成に健康 生活暮らで 環境らせる の快適	○水洗化率・生活雑排水処理率	65.9% (令和元年度)	78.4 %

※ 各みちしるべの○印は、目標年度までに達成すべき数値目標であり、●印は毎年達成すべき数値目標

第2節 大牟田市地球温暖化対策実行計画

1 大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

大牟田市第3次環境基本計画では、本市が目指す環境像を「豊かな地域と自然を次世代につなぐ 持続可能な環境都市おおむた」と定め、その実現に向けた基本方針の一つとして『脱炭素社会への移行～地球温暖化防止及び気候変動への適応～』を掲げています。

令和5年3月、この基本方針の実現に向けた施策・対策を推進するための実施計画の一つとして大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。

この実行計画（区域施策編）では、大牟田市全域から排出されている温室効果ガスの総量を推計するとともに、市内全域における削減目標及び業務・その他部門、家庭部門、運輸部門の3部門における削減目標を掲げています。

（1）計画の諸元

大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、本市域から排出される温室効果ガスの総量を推計するに当たり、表1-2-1のように諸元を設定しました。

表 1-2-1 計画の諸元

対象地域	大牟田市全域
対象部門・分野	産業部門（製造業、建設業・鉱業、農林水産業）、業務・その他部門、家庭部門、運輸部門（自動車、鉄道）、エネルギー転換部門、工業プロセス分野、廃棄物部門の7つの部門・分野
対象期間と目標年	対象期間：2022（令和4）年度～2031（令和13）年度の10年間 基準年：2013（平成25）年度 目標年：2030（令和12）年度
対象とする温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7物質とし、二酸化炭素量に換算して扱う

（2）計画の目標

本計画における、市内全域から排出される温室効果ガスの削減目標は、平成25年度を基準年として、令和12年度における排出量を46%削減することとします。

また、令和12年度における排出量を、業務・その他部門、家庭部門、運輸部門の3部門合計で50%削減することとします（表1-2-2）。

表 1-2-2 各部門の削減目標

	削減目標
3部門の合計	50 %
業務・その他部門	51 %
家庭部門	66 %
運輸部門	35 %

(3) 温室効果ガス排出量の基準値と目標値

本市の温室効果ガス排出量の基準値と目標値は表 1-2-3 のとおりです。

表 1-2-3 温室効果ガス排出量の基準値及び目標値

			平成 25 年 (基準値) (千 t-CO ₂ /年)	令和 12 年 (目標値) (千 t-CO ₂ /年)
二酸化炭素	産業部門	製造業	659	
		農林水産業 ・建設業・鉱業	12	
	業務・その他部門		227	111.2
	家庭部門		193	65.6
	運輸部門	自動車	208	146.2
		鉄道	9	
		船舶	9	
	エネルギー転換部門		140	
	工業プロセス分野		14	
	廃棄物分野	一般廃棄物	15	
メタン		0.4		
一酸化二窒素		4.9		
フロン等 4 ガス		1.4		
合計		1,493	基準年の 46%削減	

※ 業務・その他部門、家庭部門、運輸部門の 3 部門以外は目標値を設定していない

※ 四捨五入のため、合計が合わないことがある

2 第 3 次大牟田市及び大牟田・荒尾清掃施設組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 の規定に基づく地方公共団体実行計画として、本市は、平成 24 年度に「大牟田市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、市役所の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。

令和 3 年度をもって、その計画期間が終了したことから、令和 4 年度以降の新たな計画として対象範囲に大牟田・荒尾清掃施設組合の事務事業を加え、本市と大牟田・荒尾清掃施設組合が共同で計画(事務事業編)を策定しました。

(1) 計画の諸元

第 3 次大牟田市及び大牟田・荒尾清掃施設組合地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の諸元は表 1-2-4 のとおりです。

表 1-2-4 計画の諸元

対象期間 と目標年	対象期間：2022（令和4）年度～2031（令和13）年度の10年間 基準年：2013（平成25）年度 目標年：2030（令和12）年度
対象範囲	市長部局：庁舎、施設・設備、公園、墓地、公用車など 消防本部：庁舎、施設・設備、公用車など 企業局：庁舎、施設・設備、公用車など 教育委員会：庁舎、学校、中学校給食センター、公用車など 一部事務組合：施設・設備、公用車など ※市議会事務局及び各委員会事務局は、市長部局に含めて扱う ※指定管理者制度適用施設も原則として対象範囲に含める ※道路の街路灯、市営住宅など住居用の施設、地方独立行政法人大牟田市立病院などが使用する施設等は対象外
対象とする 温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類の4種類とし、二酸化炭素量に換算して扱う
温室効果ガス 以外の項目	廃棄物、紙の使用量、水道使用量

(2) 計画の目標

本計画の取組期間は2031（令和13）年度までですが、それぞれの目標は2030（令和12）年度までに達成することを目指します（表1-2-5）。

表 1-2-5 取組項目ごとの目標

項目	評価方法	基準年	目標
温室効果ガス排出量	二酸化炭素換算値として評価	平成25年度	50%削減
廃棄物排出量	事業所用燃えるごみ袋の購入量として評価		8%削減
コピー用紙使用量	コピー用紙の購入量として評価		100%
再生紙使用率	コピー用紙購入量に占める再生紙の比率として評価		8%削減
水道使用量	上水道使用量として評価		

(3) 取組項目ごとの進捗状況

項目ごとの進捗状況を表 1-2-6 に示します。

表 1-2-6 取組項目ごとの進捗状況

項目 (単位)	平成 25 年度 (基準年)	令和 4 年度 (1 年目)	令和 4 年度の 基準年度比
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂) ¹⁾	10,323 (基準値)	8,114	△21%
廃棄物排出量 (kg ²⁾)	68,882 (基準値)	98,518	+43%
コピー用紙使用量 (千枚 ³⁾)	12,148 (基準値)	12,960	+6.6%
再生紙使用率 (%)	88 (基準値)	95	+7 ポイント
水道使用量 (m ³)	242,697 (基準値)	222,435	△8.3%

- 1) 比率等の計算過程においては、データを kg-CO₂ 単位で取り扱っているため計算が合わないことがある
- 2) ごみ袋の 1 包は 62kg に換算
- 3) A4・B5：1 箱=2,500 枚 B4：1 箱=5,000 枚 A3：1 箱=3,000 枚として A4 に換算
- 4) 小数点以下を四捨五入しているが、10%未満の比率等については便宜上、小数第一位（小数第二位を切り捨てた値）まで表示している

(4) 温室効果ガスの排出量

ガスの種類ごとの排出量を表 1-2-7 に示します。

表 1-2-7 温室効果ガス別の排出量 (単位：t-CO₂)

温室効果ガス	平成 25 年度 (基準年)	令和 4 年度 (1 年目)	令和 4 年度の 基準年度比 (%)
二酸化炭素	9,484 [92]	7,379 [91]	△22%
メタン	355 [3.4]	274 [3.4]	△23%
一酸化二窒素	480 [4.6]	457 [5.6]	△4.8%
ハイドロフルオロカーボン	4 [0.0]	4 [0.0]	±0.0%
総排出量	10,323 [100]	8,114 [100]	△21%

- ※ 表中角括弧 [] 内は総排出量に占める各温室効果ガスの割合 (%)
- ※ 一般的に二酸化炭素は主に電力に由来しメタン・一酸化二窒素は主に廃棄物の処理に由来、ハイドロフルオロカーボンは自動車の使用に由来する
- ※ 比率等の計算過程においては、データを kg-CO₂ 単位で取り扱っているため計算が合わないことがある
- ※ 小数点以下を四捨五入しているため合計が合わないことがある また、10%未満の比率等については便宜上、小数第一位（小数第二位を切り捨てた値）まで表示している

エネルギーの使用量など、温室効果ガスの排出の原因となる発生源別の推移を表 1-2-8 に示します。

表 1-2-8 発生源別の排出量

(単位：t-CO₂)

発生源	平成 25 年度 (基準年)	令和 4 年度 (1 年目)	令和 4 年度の 基準年度比 (%)
電気	7,145 [69]	5,726 [71]	△20%
重油	575 [5.6]	560 [6.9]	△2.6%
灯油	449 [4.3]	331 [4.1]	△26%
13A (都市ガス)	120 [1.2]	282 [3.5]	+135%
L P G	626 [6.1]	117 [1.4]	△81%
下水道終末処理場・し尿処 理施設・浄化槽等	817 [7.9]	722 [8.9]	△12%
自動車・船舶等	590 [5.7]	376 [4.6]	△36%
うち、ガソリン	300 [2.9]	218 [2.7]	△27%
うち、軽油	274 [2.7]	145 [1.8]	△47%
うち、台数・走行距離	16 [0.2]	13 [0.2]	△19%
総排出量	10,323 [100]	8,114 [100]	△21%

※ 表中角括弧 [] 内は総排出量に占める各温室効果ガスの割合 (%)

※ 小数点以下を四捨五入しているため合計が合わないことがある また、10%未満の比率等については便宜上、小数第一位(小数第二位を切り捨てた値)まで表示している

(5) まとめ

温室効果ガス排出量は、基準年度と比較して約 21% (2,209t-CO₂) 減少しました。温室効果ガス排出量が減少した主な要因としては、小中学校の再編にともなう電気使用量の削減、空調設備の更新による省エネルギー化、下水道終末処理場やし尿処理施設等の汚水処理量の減少などが挙げられます。

第3節 公害防止計画の推進

大牟田地域公害防止計画

公害防止計画は、環境基本法第17条〔公害対策基本法（廃）第19条〕の規定に基づき、総合的な公害対策を実施する必要がある地域について、福岡県知事が策定します。

「大牟田地域公害防止計画」は、昭和48年度に5か年計画として策定されました。その後、まだ解決すべき課題が残されていたため、5年ごとに計画が延長されてきました（表1-3-1）。

平成23年度には、令和2年度を目標とする公害防止計画が策定されました。

この計画に基づき、①河川の水質汚濁対策、②農用地土壌汚染対策の2つを主要課題として重点的に取り組み、令和2年度に終了しました。

表1-3-1 公害防止計画の実施期間と主要課題

実施期間（年度）		主 要 課 題
第1期	S48～52	① 大気汚染物質の総量規制などによる発生源対策 ② 重金属などの水質汚染物質対策 ③ 下水道、廃棄物処理施設などの都市施設の整備
第2期	S53～57	大気・水質などの環境基準の達成
第3期	S58～62	大気・水質などの環境基準の達成
第4期	S63～H4	水質汚濁の著しい河川の水質汚濁対策
第5期	H5～9	① 水質汚濁の著しい河川の水質汚濁対策 ② カドミウムによる農用地の土壌汚染対策
第6期	H10～14	① ベンゼンなどによる大気汚染の防止対策 ② 水質汚濁の著しい河川の水質汚濁対策 ③ 有機塩素化合物による地下水汚染の防止対策 ④ カドミウムによる農用地の土壌汚染対策 ⑤ 廃棄物・リサイクル対策の推進による環境負荷の低減
第7期	H15～19	① 工業地域におけるベンゼンなどの大気汚染の防止対策 ② 河川の水質汚濁対策
第8期	H20～22	① 工業地域におけるベンゼンなどの大気汚染の防止対策 ② 河川の水質汚濁対策
第9期	H23～R2	① 河川の水質汚濁対策 ② 農用地土壌汚染対策

第4節 大牟田市環境審議会

大牟田市環境審議会は、市長の諮問に応じ、本市の環境の保全に関する基本的な事項を調査審議する機関です。大牟田市環境審議会条例に基づき平成7年3月に設置し、現在、学識経験者や各種団体代表者、計画策定のための臨時委員など20名で構成されています。

令和4年度は、6月29日に「第3次環境基本計画」及び「第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定について市長からの諮問を受けました。

そこで、審議会員11名で構成する専門部会（8月18日、11月28日）及び審議会（令和5年2月28日）において、計画の基本的な考え方や内容について総合的に審議し、令和5年3月9日に答申を行いました。

第5節 環境保全協定（公害防止協定）

環境保全協定（公害防止協定）は、地域の環境の保全を図るために、事業者と行政又は地域住民との間で締結されるものです。本市は、昭和46年の「市内既存主要8社の公害防止に関する協定（統一協定）」を始め、現在16件の協定を締結しています（表1-5-1）。

表1-5-1 市が締結している環境保全協定等（公害防止協定）（令和5年3月31日現在）

事業所名	他の締結者	協定等締結年月日	最終変更締結年月日	備考
日本コークス工業㈱ 三井化学㈱ 三池製錬㈱ デンカ㈱ ㈱三井三池製作所 エスジーケミカル㈱	—	S46.4.24	H16.4.1	統一協定（三井化学㈱←旧三井東圧化学㈱、三池製錬㈱←旧三井金属鉱業㈱、エスジーケミカル㈱←旧三井コークス㈱、九州電力㈱はH16.4.1施設廃止に伴う解約、三井塩業㈱は操業なし、日本コークス工業㈱←H21.4.1三井鉱山㈱商号変更、デンカ㈱←H27.10.1電気化学工業㈱商号変更）
KMアルミニウム㈱ ㈱三池火力発電所 （三池発電所）	福岡県 熊本県 荒尾市	S48.9.13	H29.3.31	KMアルミニウム㈱←H27.10.1九州三井アルミニウム工業㈱商号変更←旧三井アルミニウム工業㈱承継 ㈱三池火力発電所←㈱シグマパワー有明から承継←三池火力発電所㈱から承継
五興化成工業㈱	—	S49.4.8	—	
三井金属鉱業㈱機能粉事業部 三池レアメタル工場 日本イットリウム㈱九州工場	—	S49.8.1	H13.1.1	旧三井金属鉱業㈱ 旧三金特殊塗料㈱
三池製錬㈱	福岡県 熊本県 荒尾市	S50.10.23	S62.1.27	旧三井金属鉱業㈱
㈱シグマパワー有明 （三川発電所）	福岡県 熊本県 荒尾市	S56.9.18	H27.5.1	旧三井石炭鉱業㈱から承継
大牟田電子工業㈱	—	S59.5.14	—	
昭和アルミニウム缶㈱	—	H9.6.12	—	
全農エネルギー㈱有明石油基地	—	H11.4.19	H16.4.1	旧全国農業協同組合連合会
大牟田リサイクル発電㈱	—	H13.3.28	—	
ダイスタージャパン㈱	—	H14.10.1	—	
西九大運輸倉庫㈱	—	H20.5.14	—	
田村㈱	—	H21.3.5	—	
三光㈱	—	H24.2.1	—	
さぼんどのの㈱	—	H29.8.1	—	
(株)シグマパワー有明 (大牟田第一発電所・第二発電所)	—	R元.8.27	—	

第6節 環境学習・啓発

本市では、学校や社会教育機関、環境活動団体等と連携しながら、親子環境講座や市民・事業者等への啓発事業を行っています。

1 環境講座の開催

(1) 市役所職員出前講座

座学型だけでなくクイズや作業を伴う参加型・体験型の出前講座を実施しています。令和4年度は、延べ6件の講座を実施し、延べ191人が環境問題について学習しました(表1-6-1)。

表 1-6-1 市役所職員出前講座の実績 (令和4年度)

No.	講座名	内容	件数	受講者数
63	空き地や空家等の適正管理～みんなで真剣に向き合いましょう～	自分でできる空き地・空家等対策や管理のポイントを紹介します。	1	24
84	エコキャンドルづくり (小学5年生以上)	天ぷら油を再利用してオリジナルエコキャンドルを作ります。	0	0
85	なっとく！ 省エネで地球も財布もにっこり	クイズやグループワークを通してお得な省エネのポイントを紹介します。	0	0
86	おおむたの環境 ～「くうき」と「みず」～	大牟田の公害の歴史を振り返り、現在の環境状況について紹介します。	1	9
87	川をきれいにするには？ ～川が汚れる原因から学ぶ～	簡単な実験やクイズを通して、川が汚れる原因について学びます。	4	158
88	川にすむ小さな生きものから水質を調べよう	川にすむ生きものの種類や数を調べることで川の汚れ具合を判定します。	0	0
合計			6	191

※ No. は「令和4年度版市役所職員出前講座」の講座メニューのNo.を示す

(2) 巨木を巡るバスハイク

本市域の古称「三池」の名前の由来には様々な伝承があります。本市では、ツガニ伝説がよく知られているところですが、日本最古の歴史書の一つ『日本書紀』には、三池の名前の由来として巨木伝説が記されています。

本市はこの巨木伝説にちなみ、市内の巨木を観察して回ることで身近な自然に親しむ「巨木を巡るバスハイク」を実施しています。令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施を見送りました。

(3) 集まれ！親子わくわく環境講座

毎年、夏休み期間に小学生及び保護者を対象とした環境講座を(公財)大牟田市地域活性化センターと合同で開催していますが、令和4年度は中止しました。

(4) ほたる探偵団

水辺環境のシンボルであるホタルを通して、水環境や自然環境の大切さを広く市民に啓発することを目的に、大牟田市企業局と連携し、毎年、ホタルを見つけて連絡してもらった人をほたる探偵団に登録し、団員証とバッジを贈る事業を実施しています。

通報があったホタル発見情報はホームページで紹介しています。

(ホーム>分類から探す>くらし・環境>環境保全>自然共生社会の推進>各年度のホタル情報)。

令和4年度は、通報件数14件、新規団員登録者数20人でした。昭和63年発足時からの累計では、通報件数945件、団員登録者数740人となりました。

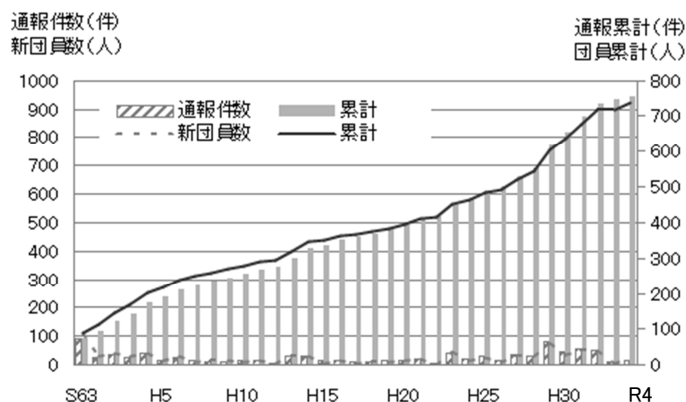


図 1-6-1 通報件数及び団員数

(5) ほたる観察会

例年、本市のホタルの発生がピークを迎える5月下旬前後、市内各地でほたる観察会が開催されます。リフレスおおむたが主催して四ヶホタルの里で開催された観察会(5月28日)には、18名が参加し、環境保全課職員が講師としてホタルの解説を行いました。

(6) スターウォッチング(星空観察会)

星空の観察という身近な方法を通して大気環境保全への関心を高めてもらうことを目的に、昭和63年度からスターウォッチング(星空観察会)を実施しています。

例年、リフレスおおむた主催の星空観察会において、簡単な模擬実験を通して光害^{ひかりがい}について学んだあと、星空の観察会を行っています。令和4年度は、夏・冬ともに雨天のため屋外での観察はできませんでした。

表 1-6-2 スターウォッチングの日程と内容

季節	夏	冬
開催日時	令和4年8月20日(土)	令和5年2月11日(土)
天気	雨	雨
観察内容	座学のみ (星空観察中止)	座学のみ (星空観察中止)
天の川の観察	—	—
肉眼による判定	—	—
デジカメによる判定	—	—
参加人数	11人	4人

(7) 関川・諏訪川流域会議（広域連携の取組）

諏訪川は、本市のほか熊本県の南関町、荒尾市を流れる市内最大の河川です。熊本県側では関川と呼ばれています。流域の南関町、荒尾市、大牟田市では、「関川・諏訪川流域会議」を設置し、流域住民への啓発を行い、同河川の環境保全に努めています。

令和4年度は、「生物教室」及び「ひがたの生物教室」を開催し、川や海の水生物観察を通して水環境保全について考える啓発事業を実施しました（表1-6-3）。

表 1-6-3 啓発事業の日程と内容

	取組項目	実施日	場 所	内 容	参加人数
1	生物教室	8月4日(木)	荒尾市上井手 岩本橋	河川に生息する生物や水質を調査し、環境保全や生活排水対策の意識を高める	20人
2	ひがたの生物教室	9月11日(日)	荒尾市蔵満 荒尾干潟	干潟の生物調査を通して、環境保全や生活排水対策の意識を高める	27人



生物教室



ひがたの生物教室

2 地球温暖化対策の取組

(1) 街頭啓発事業

令和2年度から、地球温暖化防止月間である12月に冬の省エネ・節電を呼びかけることとしていますが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止などのため実施を見送りました。

(2) おおむたエコタウンフェアへの出展

例年、おおむたエコタウンフェアに、地球温暖化問題や省エネについて啓発するブースを出展し、福岡県地球温暖化防止活動推進員と連携して啓発イベントを実施していますが、令和4年度は、出展を見送りました。

(3) 福岡県地球温暖化防止活動推進員との連携

福岡県地球温暖化防止活動推進員は、福岡県の委嘱を受けて地域の地球温暖化対策のために啓発活動を行っています。本市では、1名の推進員が活動しています。

3 環境月間の取組

6月の環境月間には、行政だけでなく環境活動団体や事業者も取組を企画されています(表1-6-4)。本市はこれらの取組について広く把握に努め、広報おおむたやホームページで紹介するなどエコ行動の普及啓発を行っています。

表 1-6-4 令和4年度に紹介した取組

名称	主催者
クリーン・アップ!延命公園	おおむた環境ネットワーク 有明・里山を守る会 はやめにここにこ会
三池山整備活動	三池の里を愛する会
6月定例観察会 「木葉山」	大牟田生物愛好会
リフレス草刈り	四ヶ友和会

4 環境学習の支援

(1) 学校教育との連携

毎年、小学5年生を対象に、環境学習用副読本「環境たんけんの旅」を配布しています。

また、「市役所職員出前講座」や「ESDにおける環境教育への支援」などを通して、ゲストティーチャーの派遣や資機材の手配や貸出しなど学校と連携した児童の環境啓発に努めています。



(2) 持続可能な開発のための教育 (ESD) における環境教育の支援

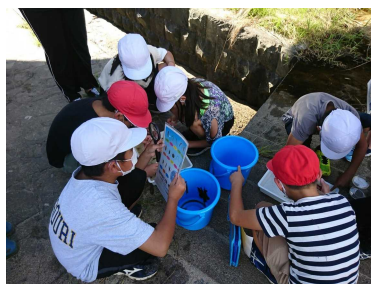
本市は、市内の公立小学校等で取り組まれているESDにおいて、環境教育に取り組んでいる学校の支援を行っています(表1-6-5)。

令和4年度は、市の職員等が講師として、小学校2校でグループワークや野外学習を行いました。

野外学習では、諏訪川の上流から下流をたどり底生生物や水質調査を行い川の汚れ具合を判定しました。



諏訪川の生き物探しの様子



生き物の同定



透視度計での水質調べ

表 1-6-5 ESDにおける環境教育の支援実績

実施校・学年	実施日	授業内容	支援内容
玉川小学校 4年生	7月14日	野外体験学習：諏訪川の上流、中流の生物調査。上流、中流、下流の水質調査。河口部の観察。生活排水について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・講師及び外部講師の派遣 ・生物調査及び水質検査の指導 ・貸切バスの手配 ・現地での安全確保など
駛馬小学校 4年生	9月13日	野外体験学習：諏訪川の上流、中流の生物調査。	<ul style="list-style-type: none"> ・講師の派遣 ・生物調査及び水質調査の指導 ・貸切バスの手配 ・現地での安全確保など

(3) 環境学習機材の貸出し

環境学習及び環境保全活動の支援を目的に、環境学習機材の貸出しを行っています（表 1-6-6）。令和4年度は水質観察機材8件及び騒音測定機材1件の貸出し及び供与を行いました。

表 1-6-6 環境学習機材一覧

分類	区分	機材名
水質観察機材	貸出し	透視度計、アミ、バット、バンジュウ、虫眼鏡、水温計、温度計、ロープ付バケツ、バケツ、ピーカー
	供与	廃油石けん簡易作成キット、パックテスト（COD、pH）
騒音測定機材	貸出し	騒音計

(4) こどもエコクラブの活動支援

本市はこどもエコクラブ地域事務局として、こどもエコクラブの活動を支援しています。こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブです。

本市では、4つのこどもエコクラブが活動しています（表 1-6-7）。

表 1-6-7 こどもエコクラブ一覧

エコクラブ名	クラブの種類
明治幼稚園	幼稚園・保育園
ニコニコTM	家族・親戚
こどもnhkたんけんたい	家族・親戚
認定こども園たから幼稚園こどもエコクラブ	幼稚園・保育園

第7節 苦情・相談

令和4年度の苦情件数は、全体で165件、うち典型7公害に関するものが122件と74%を占めました。種類別にみると、表1-7-1に示すように、大気汚染に関する苦情が最も多く、その大半は野外焼却によるものでした。次いで、廃棄物の不法投棄に関する苦情が多くありました。

なお、匿名の上、立会いを拒む申立人もあり、苦情の事案が確認できないものもありました。発生源別にみると、表1-7-2に示すように、事業所では、建設業が16件で最多でした。

苦情・相談に関しては、市民生活に密着した問題として、迅速な対応に努めています。

表 1-7-1 種類別苦情件数の推移 (単位：件数)

区分	合計	典 型 7 公 害							計	廃棄物 投棄	その他	
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭				
件 数	H30	131	68	6	0	1	0	0	2	77	54	0
	R1	145	84	1	0	9	3	0	14	111	34	0
	R2	188	110	2	0	10	2	0	11	135	53	0
	R3	203	106	3	0	13	3	0	20	145	58	0
	R4	165	84	7	0	13	1	0	17	122	43	0

表 1-7-2 令和4年度苦情件数と発生源の状況 (単位：件数)

公害の種類 発 生 源		計	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	廃棄物 投棄	その他
発 生 業 所 源	農業、林業	2	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鉱業、採石業、 砂利採取業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	建設業	16	7	0	0	6	0	0	1	2	0
	製造業	4	0	0	0	1	1	0	2	0	0
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	運輸業、郵便業	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	卸売業、小売業	3	1	0	0	1	0	0	1	0	0
	金融業、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不動産業、 物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	学術研究、 専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	宿泊業、 飲食サービス業	2	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	生活関連サービス業、 娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療、福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	サービス業	8	0	1	0	1	0	0	6	0	0
	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	分類不能の産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人・その他	127	75	4	0	3	0	0	5	40	0	
計	165	84	7	0	13	1	0	17	43	0	

第8節 空き地等の適正管理

本市における空き地の雑草等に関する所有者等への指導は、昭和63年以降は「大牟田市空き地の美化に関する指導要綱」、平成6年6月30日以降は「大牟田市空き地等の雑草等の除去に関する条例」に基づいて行ってきました。

近年、全国的に空き地・空家等の適正管理問題が顕在化してきたことを受け、平成28年新たに「大牟田市空き地及び空家等の適正管理に関する条例」を制定（これに伴い大牟田市空き地等の雑草等の除去に関する条例は廃止）しました。新しい条例によって、空き地だけでなく空家等についても雑草の繁茂や立木竹のはみ出しなどが指導対象となりました。

過去5年間の雑草・立木竹に関する苦情件数及び解決数を表1-8-1に示します。

表1-8-1 雑草等苦情件数及び実績 (単位：件)

内訳 年度	総数	うち			解決数 (解決率)
		うち、 民有地	うち、 事業地	うち、 公有地	
H30	496	398	43	55	415 (83.7%)
R1	551	455	55	41	484 (87.8%)
R2	470	390	43	37	418 (88.9%)
R3	563	453	52	58	506 (89.9%)
R4	544	453	47	44	488 (89.7%)

1 除草・^{せんてい}剪定の促進

空き地及び空家等の所有者等の自発的な草木等の除去を支援するために、刈払機^{かりはらいき}(肩掛け式草刈り機)の無料貸出しや除草剪定業者の紹介を行っています。

過去5年間の刈払機の貸出件数及び述べ台数を表1-8-2に示します。

表1-8-2 刈払機貸出実績

年度	H30	R1	R2	R3	R4
貸出件数	267	262	241	254	236
述べ台数	325	292	259	282	260



刈払機 (草刈り機)

2 啓発活動

環境イベント等の会場で、パネルの展示を行うなど、空き地・空家等の適正管理について周知・啓発に取り組んでいます。

また、市職員出前講座にも「空き地や空家等の適正管理～みんなで真剣に向き合いましょう～」を開設し市民啓発に取り組むこととしています。

令和4年度は、業界団体向けに市職員出前講座を一回開催しました。